

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（210）」

2. 日時：令和2年9月4日（金）10時00分～12時10分

3. 場所

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

榭見安全審査官、荒川安全審査官、片野安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長 他6名

建設部 施設技術課 担当者

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所（北地区）のHTTR原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（第1回～第4回）<sup>※1～4</sup>に係る審査会合<sup>※5～7</sup>における指摘事項及びその後のヒアリングにおける確認事項のうち、第4回申請に係るものについて、配付資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下の事実確認を行った。

○ 資料1-2について、今回の申請における耐震Bクラス施設のうち、固有周期解析により共振のおそれがないとしている施設において、既往の設工認時に耐震Bクラスで時刻歴応答解析や静的解析を行っている施設があれば、解析を行った当時の理由を確認のうえ説明すること。

（3）原子力規制庁から、第4回申請に対する確認事項について、6.（2）の配付資料により伝えたほか、口頭にて以下を伝えた。

○ 固体廃棄物保管室については、保管容量のみを設計条件として記載しているが、保管室のコンクリート壁の厚さ及び密度も補助遮蔽として設工認対象設備とする必要がないかについて、確認のうえ説明すること。

○ 固体廃棄物保管室の遮蔽壁外側の実効線量の評価値は示されているが、設置変更許可申請時に評価された周辺監視区域境界の実効線量についても併せて記載すること。

（4）原子力機構から、上記（2）及び（3）の確認事項について了解し、今後のヒアリング及び審査会合で説明し、必要に応じて補正を行う旨の回答があった。

6. 配付資料

（1）原子力機構からの配付資料

資料1-1 HTTR 設工認 第4回申請(R2.3.30)に係るコメント回答（耐震性）

資料1-2 HTTR 設工認 第4回申請(R2.3.30)に係るコメント回答

(耐震性 (波及的影響含む))

資料 1-3 HTTR の設工認 (第 4 回) 申請に係る記載の見直しについて

資料 1-4 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 第 1 回～第 4 回設工認  
確認事項管理表

(2) 原子力規制庁からの配付資料

資料 2 HTTR 設工認 第 4 回申請 (R2. 3. 30) に対する確認事項一覧

- ※1 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請 \(第 1 回申請\) の一部補正を受理 \(平成 30 年 7 月 30 日ホームページ掲載\)](#)
- ※2 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可に係る申請 \(第 2 回申請\) の一部補正を受理 \(令和 2 年 7 月 20 日ホームページ掲載\)](#)
- ※3 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可に係る申請 \(第 3 回申請\) の一部補正を受理 \(令和 2 年 7 月 20 日ホームページ掲載\)](#)
- ※4 [日本原子力研究開発機構から HTTR \(高温工学試験研究炉\) の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請 \(第 4 回申請\) を受理 \(令和 2 年 3 月 30 日ホームページ掲載\)](#)
- ※5 [第 353 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合](#)
- ※6 [第 359 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 \(合同開催\)](#)
- ※7 [第 365 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 \(合同開催\)](#)